

育児休業は、男性も取得できます！

育児休業（育休）は性別を問わず取得できます

- 「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が最長2歳に達するまで）、育児休業をすることができる」と定められています（育児・介護休業法）

- ・「一定の場合」とは「保育所等への入所を希望し、申し込みをしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します

- ◆要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません
- ◆育児目的休暇は、1日単位で分割して取得することができる
- ◆申し出は、原則として育児目的休暇申請書を事前に総務部に提出して行います（手続き方法などは総務部までお問い合わせください）

男性の育児休業（育休）にはこんな特徴があります

- ・夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます（パパ・ママ育休プラス）
- ・妻の育休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます
- ・配偶者が専業主婦でも休業できます

